

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 分割して受領する退職金

Q：私は、平成8年3月に10年間勤めた取締役を退任することになりました。私の退職金は、平成8年3月に開催された株主総会の決議により総額で2,000万円と決定されましたが、会社の資金繰りの都合で平成8年5月に1,000万円、残りの1,000万円は平成9年5月に支給されることになりました。私の退職金は何年分の退職所得になりますか。

また、所得税はいつ徴収されるのでしょうか。

A：平成8年分の退職所得となり、所得税は、支給される際に徴収されます。

### 【解説】

役員に対して支給される退職手当等の収入計上時期は次のように定められています。

①支給金額が定められている場合

株主総会等の決議のあった日

②支給金額が定められていない場合

支給金額が具体的に定められた日

ご質問の場合は、分割して支給されるだけであり、支給金額は定められていますので、株主総会の決議のあった平成8年分の退職所得となるわけです。

また、所得税は次のように計算され支給された際に徴収されます。

$$\text{源泉徴収すべき所得税の総額} = \text{その時の支給額} \times \frac{\text{退職金の支給総額}}{\text{退職所得の総額}}$$

